

平成 20 年度第 3 回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県企画政策部政策調整課

日 時 平成 20 年 7 月 27 日(日) 15:45～17:15

場 所 青森国際ホテル 3 階「孔雀の間」

出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員

委員長 小林 裕志 北里大学 獣医学部 教授

委 員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授

委 員 小野崎 保 青森公立大学 経営経済学部 教授

委 員 川村 克彦 公募

委 員 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授

委 員 長谷川 明 八戸工業大学 感性デザイン学部 教授

委 員 日景 弥生 弘前大学 教育学部 教授

青森県

企画政策部 石崎次長、田澤政策調整課長 ほか

県土整備部 工藤河川砂防課長 ほか

内 容

1 開 会

司会（田澤政策調整課長）：現地調査に引き続きまして、ただ今から平成 20 年度第 3 回青森県公共事業再評価審議委員会の会議を開会いたします。

《会議成立報告》

司会：さて、本委員会の会議は、青森県公共事業再評価審議委員会運営要領第 2 第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は 10 名中 7 名に御出席いただいておりますので、会議が成立しますことを御報告いたします。

ここからの議事進行は、委員会設置要綱の規定に基づき、小林委員長にお願いいたします。小林委員長、よろしく願いいたします。

2 議 事

(1) 平成 20 年度第 2 回青森県公共事業再評価審議委員会における質問事項等に対する回答について

小林委員長：現地調査、お疲れ様でした。引き続き、意見交換したいと思います。

お手元の資料 8 ですが、前回の第 2 回委員会の時に各委員が質問されたことについて、河川砂防課の方で、それぞれペーパーでお答えしてもらっております。

この資料は、事前に各委員に配付されていると思うので、今から担当課の方にQ & Aをやっ
ていただきますけど、ポイント、ポイントだけに、要領よくやっていただきたいと思います。

せっかく現地を見たんで、見たことについて、意見交換の方にたっぷり時間をとりたいと思
うんで、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速でございますが、資料8について、どうぞ、Q & Aよろしくお願ひします。

《資料8 質問事項等に対する回答 2ページ》

河川砂防課：質問に対する回答を述べさせていただきます。資料8の2ページを御覧ください。
長野委員からの質問で、「費用便益について、河川事業とダム事業でダブルカウントされてい
ないか。」という御質問でした。

回答です。費用便益の算定に当たっては、まず、下湯ダム、治水緑地、駒込ダム及び河道改
修がすべて完成した場合の便益を算定しています。次に、河道のみが完成した場合の便益を算
定しまして、上記の便益から差し引いて、駒込ダムなどの洪水調節施設による便益を算定して
います。

つまり、洪水調節施設による便益は、全施設完成による便益から河道改修のみによる便益を
差し引くことによって出しております。なお、河道改修のみによる便益については、この中に
は治水緑地の便益は入っておりません。

駒込ダムの便益は、この洪水調節施設による便益に、駒込ダムによるカット量の比率を乗ず
ることによって算定しています。下に式が書いてございますけれども、「駒込ダムによる便益
= 洪水調節施設による便益 × 200 トン / 680 トン」、ここで 200 トンと申しますのは、甲田橋基
準点における駒込ダムのカット量で、680 トンというのは、バスの中でも説明いたしましたが、
甲田橋基準点における洪水調節施設全体のカット量です。

次のページを御覧ください。これはバスの中でも説明しましたが、ここに堤川水系の整備目
標流量配分図を載せています。

甲田橋基準点の所の 1,600 トン、これが下湯ダム等の調節施設がない場合の流量、920 トン
というのは、洪水調節施設でカットした後の流量です。

この差し引きが 680 トンで、これが下湯ダムと治水緑地と駒込ダムの3つの洪水調節施設に
よる効果量です。200 トン、これが駒込ダムのみの調節量ですので、その比率で駒込ダムの便
益を出しております。

2ページの方にお戻りしていただきまして、同様に治水緑地の便益を算定して、先に算定し
た河道改修のみによる便益を加えて、河川改修事業の便益としているため、ダブルカウントと
はなっていないということです。

《資料8 質問事項等に対する回答 3ページ》

河川砂防課：次に3ページです。

小林委員長：これは、もういいですよ。バスの中で詳しく説明してもらったから。後で質問が

あれば、また説明してください。次の4ページをお願いします。

《資料8 質問事項等に対する回答 4ページ》

河川砂防課：岡田委員からの質問です。「過去に被害を受けた時の降雨量の確率規模と被害状況を教えてほしい。」ということでした。

回答です。堤川水系の計画降雨量は、確率規模 100 分の 1 で、甲田橋基準点において下記のとおりとなっています。

甲田橋基準点における流域平均雨量が、24 時間で 230.2mm、洪水到達時間内の 4 時間の雨量で 111.7mmとして計画しています。

過去に被害の大きかった主な降雨の降雨量と確率規模は、以下のとおりとなっておりまして、昭和 44 年 8 月 23 日の洪水の 24 時間における実績の流域平均雨量が 166.3mm、これは確率規模で言いますと概ね 15 分の 1 程度、それから 4 時間の到達時間内の雨量では 110.4mm、これは確率規模で言いますと概ね 90 分の 1 程度に相当します。

52 年 8 月 5 日洪水、これは 24 時間の実績の流域平均雨量が 207.1mm、これは約 50 分の 1 相当、洪水到達時間内では 90.1mmで、約 25 分の 1 相当に該当します。

上記降雨における被害状況は下記のとおりで、昭和 44 年の 8 月洪水では浸水家屋が 8,147 戸、昭和 52 年 8 月 5 日の洪水では浸水家屋が 255 戸となっています。下の方に図面として、昭和 44 年 8 月 23 日の実績の浸水区域を示しております。

《資料8 質問事項等に対する回答 5～6ページ》

河川砂防課：次に5ページです。

小林委員長：これも流量の話は同じだけど、ダムサイトではどうかということですね？

河川砂防課：はい、そうです。岡田委員の質問で、「確率規模 100 分の 1 の降雨でのダムサイトの流量はどの程度か。」ということと、「降雨量の観測地点はどこか。」という御質問です。

回答です。確率規模 100 分の 1 の降雨での駒込ダム地点の計画流量は、570 トンです。駒込ダムでは、この 570 トンの流入量を 340 トン、カットしまして、230 トン放流する計画となっています。

この堤川水系の計画流量の算定に当たっては、青森観測所、八甲田観測所など 13 地点の雨量観測所のデータを使用しておりまして、先ほど言いました 230.2mm、24 時間の計画の雨量として決定しています。

次のページに雨量観測所の位置を示しています。トータルで 13 観測所ございます。

小林委員長：この緑の所ですね？

河川砂防課：そうです。

小林委員長：ここまでが、ダム等の計画の算定根拠になる数値をいろいろ出したところでございます。

《資料8 質問事項等に対する回答 7～10 ページ》

小林委員長：じゃ、ちょっと今度ポイントが変わってきます。環境問題ですけど、7ページ、どうぞ。

河川砂防課：岡田委員からの質問で、「環境調査に係る報告書等を提出してほしい。」ということでございます。

駒込ダムは、湛水面積 0.38 k m² であり、環境影響評価法、青森県環境影響評価条例の対象事業には該当しませんが、ダム建設による自然環境への影響をできる限り回避し低減させるため、環境影響評価法に準じ、平成4年度から文献調査及び現地調査を実施しまして、事業による影響の予測、環境への配慮事項等について検討しています。なお、この検討結果につきましては、平成17年10月にダム基本設計会議の環境部会に報告し了解を得ております。

この基本設計会議の環境部会と言いますのは、国土交通省とその外郭団体である「土木研究所」等の環境の専門家から構成されまして、ダム建設による環境への影響を審査・チェックし、環境への配慮の整理が不適切であれば、見直しを求め、適切な対応をとるよう指導・助言する機関のことでございます。

小林委員長：これ国の機関なんですか？青森県で頼んだんじゃなくて、国交省でダムをやる時には、もう設置している、そういう常設の委員会なんですね？

河川砂防課：そうです。次のページの表、この表は、駒込ダムの環境調査の概要を取りまとめたもので、調査項目ごとに、その実施年度、調査内容と結果、その調査結果と学識経験者との打合せも踏まえて、どのような配慮が必要かを整理した表です。

併せて、具体的に学識経験者から、どのようなアドバイス・意見を頂いたかについても記載しています。なお、この学識経験者と言いますのは、「青森県レッドデータブック」の編集に携わった方々でございまして、調査方法やダム建設による影響等について、御意見を頂いております。

この資料については、事前に送付されていますことや時間の関係上、ここでは駒込ダムの調査の中で最も調査期間の長かった「鳥類」について説明させていただきます。

8ページの表の下の方を御覧ください。「一般鳥類」については平成8年度及び平成16年度、「シノリガモ」については平成4年度から平成17年度、「猛禽類」については平成8年度及び平成11年度から平成17年度に調査しています。

調査範囲につきましては、事業区域から概ね500mの範囲を調査しており、13目35科107種を確認しております。このうち貴重な種として29種を確認していますが、ここでいう重要な種というのは、環境省のレッドリストや青森県のレッドデータブックなどに掲載されている種を指しています。

調査結果ですが、「一般鳥類」については、事業の実施に伴い生息環境の一部は消失するものの、現地調査における確認地点が、事業実施により影響が大きいと考えられる事業区域周辺500mの外であることから、影響は小さいと判断しています。

「シノリガモ」については、毎年の営巣地点が湛水域より上流に位置し、近傍の繁殖地にお

いてもダム上流域に繁殖地が多く見られることから、ダム完成後においても本地域は「シノリガモ」の繁殖地として維持されるものと考えています。

また、希少「ワシタカ類」については、周辺部において繁殖の可能性があるのは、「ハチクマとハイタカ」が挙げられたものの、巣探し調査の結果、巣は確認されませんでした。

学識経験者とは平成 17 年 6 月等に数回打合せを行っておりまして、「一般鳥類についてはできるだけ大径木を残し、また、工事時期に配慮してほしい。シノリガモについては、ダム完成後における生息・繁殖地への影響は少ないと考えられる。希少ワシタカ類については、巣が移動することが考えられるため、工事着工前には再度調査することが望ましい」等の意見を頂いています。なお、「シノリガモ」につきましては、「日本野鳥の会」とも意見交換を行なっています。

この調査結果及び学識経験者との打合せを踏まえまして、具体的な配慮事項として、鳥類等の生息環境の保全に配慮し、工事に当たっては、樹木の伐採は繁殖期をできるだけ避けることとしています。また、「シノリガモ」及び希少「ワシタカ類」の調査については、ダム本体着工前、工事中、工事完了後に再度モニタリング調査を実施することとしています。

以上が、鳥類に対する調査結果と配慮事項の概要です。

その他の動植物に関する調査結果も同様で、生息環境の一部は消失するものの、周辺には類似の環境が残されていることから、事業による影響は小さいものと判断しています。

以上が、調査結果の概要として、鳥類について特別説明させていただきました。

《資料 8 質問事項等に対する回答 11～13 ページ》

小林委員長：はい、それじゃ、小野崎委員の質問に対してどうぞ。

河川砂防課：11 ページをお願いします。小野崎委員から、「代替案の検討は、コスト面のみを比較したものなので、環境負荷の面からも比較してほしい。」という御質問がございました。

回答です。代替案について、別紙のとおり経済性、環境への影響及び治水効果の発現状況を総合的に検討した結果、ダム案を採用することとしています。

12 ページを御覧ください。代替案として河道改修案、遊水地案、放水路案、ダム案の 4 ケースを比較しています。

経済性についてですが、河道改修案が約 735 億円、遊水地案が約 573 億円、放水路案が約 915 億円と、いずれもダム案よりも費用が高くなっています。

次に、環境への影響についてですが、河道改修案から放水路案については、ダム案のような環境調査を実施していないことや環境負荷の影響を金額に換算できないため、ダム案と比較して、自然環境への負荷が大きいと考えられるのか、小さいと考えられるのか、について記載しています。また、河道改修案から放水路案については、環境への影響はほぼ同様と考えられるため、ここでは河道改修案とダム案について説明したいと思います。なお、青字で記載しているのは、ダム案より優れていると思われる項目、赤字は劣っていると思われる項目です。

まず、河道改修案ですが、1 つ目、引堤に際して、現河道の一部を掘削するが、市街地のた

め自然環境への負荷は小さいと考えられる。2つ目、水環境の改善はできないため、別途対策工が必要である。3つ目、家屋移転数が多い上、付替道路や橋梁の架替も多数発生するため、生活環境に多大な影響を及ぼすことが考えられる。4つ目、市街地の工事となることや多量の掘削残土が発生するため、市街地を運搬する際に騒音、振動、粉塵等の問題が生じる恐れがある。

次にダム案についてです。1つ目、自然環境への影響については、環境調査の結果のとおりであり、駒込川上流部にダムを建設するため、他案と比較して自然環境への負荷が大きいと考えられる。2つ目、安定的な流量を放流することにより、水環境を改善できる。3つ目、建設に伴う家屋移転はない。4つ目、多量の掘削残土が発生するが、事業地内で処理するため、他案に比較して生活環境への影響は小さいものと考えられる。5つ目、ダムからの流水の補給により、既得用水の安定取水が図れる外、放流水を有効利用し、クリーンエネルギーである水力発電を行うことができる。

続きまして、治水効果の発現状況ですが、これも河道改修案とダム案について説明させていただきます。

河道改修案は、用地交渉等に多大な時間を要するため、治水効果の発現は遅い。

ダム案は、これまで調査等に多くの時間を要したものの、本体着工後は比較的短時間に施設が完成するため、治水効果の発現は早い。

以上のとおり経済性、環境への影響及び治水効果の発現状況を総合的に検討した結果、自然環境への負荷が大きいものの、早急に堤川沿川住民の生命、財産を守る必要があるとの観点から、ダム案を採用したいと考えています。ただし、環境調査の結果を踏まえ、自然環境への影響をできる限り回避し低減するため、必要な措置を講ずるものといいたします。

次に 13 ページを御覧ください。この図は、確率規模 100 分の 1 の降雨が降った場合、河道改修や下湯ダム等の施設が完成していても、駒込ダム若しくはこれに代わる対策を講じなければ、依然として着色した範囲が浸水することを示した浸水想定区域図で、河川砂防課のホームページでも公表しております。

この浸水想定区域の中には、表にも示しているとおり保育園や高齢者福祉施設等のいわゆる災害時要援護者施設も多数あることから、早急に対策を講じる必要があると考えております。

《資料 8 質問事項等に対する回答 19～21 ページ》

小林委員長：奥戸の話は後にしましょう。奥戸を飛ばして、最後の川村委員からの、「この事業費はどんな程度ですか」という話をちょっと説明してください。

河川砂防課：はい、回答です。他県で近年に完成又は建設中の重力式コンクリートダムで、堤高、堤頂長、堤体積及び総貯水量容量のいずれかが、駒込ダムと同規模程度のダムは表 - 1 のとおりで、その平均事業費は約 350 億円となっています。

20 ページを御覧ください。これがダム年鑑から拾った駒込ダムと同規模程度と思われる 29 のダムの諸元と事業費等を示している表です。

この中で、一番事業費が安いダムは、13 番目のダムで総事業費は約 152 億円、一番高いダムは 25 番目のダムで総事業費は約 597 億円となっています。なお、両ダムとも堤体積について、駒込ダムとほぼ同程度となっています。

次に、21 ページを御覧ください。近年に完成又は建設中の重力式コンクリートダムで、奥戸ダムと同規模の生活貯水池建設事業のダムは表 - 2 のとおりで、平均事業費は約 96 億円となっています。

なお、ダムの事業費は、地質条件、仮設計画及び付け替え・工事用道路が有るか無いかで、大きく異なってきますので、一概に事業費が大きいとか、小さいとかというのは、なかなか言えないものと思います。以上です。

(2) 現地調査地区に係る審議について

小林委員長：はい、ありがとうございます。事前に資料が委員のお手元に配付されていたので、ただ今のようなポイントの説明で、十分 Q & A は足りていると思うんですね。

それで、今日現場を見せていただいたんで、もう順不同でいいと思うんですけども、当初から治水ということ、洪水防止ということが、第一義に出されているわけで、それに対してということなんで、ダムの話だけじゃなくて、水系の河川整備の方も含めてということで、一環して話をされている、そういう形で現場を見せていただきました。

非常に分かりやすいのが、現場でもバスの中でもお話をさせていただきましたけど、どの資料を使ってもいいんですけど、バスの中の資料を使いますか。2 ページのいわゆる整備目標の流量配分図という、こういう考え方ですね。ただ今の Q & A の資料 8 の中でも、3 ページあるいは 5 ページに、同じやつが出ております。

100 年に一遍の、100 分の 1 と言いますけど、100 年に一遍の洪水、大きな豪雨が、集中豪雨が来た時に対する按分があります。もし何にもやらなければ、1,600 トン出てくるんだけど、色々土木工事をする事により、ダムを始め、河川改修とか諸々のことをやることによって、赤い字のように抑えられて洪水は防げるだろう、というふうな予測が出ております。

下湯ダムが完成したのは、いつでしたか？

河川砂防課：昭和 63 年です。

小林委員長：昭和 63 年ね。その時点では、そのダムを作ったことによって、470 トン貯留して、130 トン放流するから、ここで一旦水を蓄え、溜められて、下湯の下の方に、堤川の方にいっているわけですね。

一方、先ほど見て来た、一旦水を、タイムラグ、時間差を取るために緑地公園にしている所では、現場の御説明ですと、80 トン、時間稼ぎをするということですね。

それで、駒込ダムは、ただ今のような、現場で説明いただいたようなことになると、340 トン溜めるから、230 トン放流するという事で、諸々の改修の結果、1,600 トンという想定に対して、920 トンでいくというストーリーです。ストーリーとしては御理解いただけましたか。

この 13 ページの絵、これ私、非常に重要な絵だと思って見ているんだけど、条件設定とし

ては、浸水戸数 14,000 世帯で、ほとんど全部が 0.5mの床下浸水か床上か知らないけれども、要するに 50cm 水位が上がってくるという話だけど、これはあくまでも駒込のダムが完成しても 100 年に一遍の大雨が降るとこうなるということですか？条件設定もう 1 回説明してください。

河川砂防課：この条件は、河道改修が終わっております。それから下湯と治水緑地が完成しています。ただし、駒込ダムができない状態で、100 年に一度の雨が降るとこれだけ浸水するという事です。

小林委員長：そういう計算が成り立つということですね。

河川砂防課：そうです。

小林委員長：なるほど、そういうことだそうです。その中には、災害時要援護者施設ということで 51 箇所の、保育園、病院などというのが入っていますよ、ということなんですね。

駒込ダムができないと、こんなふうなことが、100 年に一遍の集中豪雨があると予測されますよという物語というか、仮説で仕事が進んでおります、ということでございます。

さあ、どうぞ、もう理解されたと思うので、フリートキングでいろいろ。始めに私の考えとしては、今日は非常に重要な話の意見交換をしますので、ゴーサインか、待ったというサインか、というのは次回にしたいと思うんですよ。

というのは、今日いろんなことを出されて、担当課の方で御準備されている手持の資料でお答えできない部分も多分出てくるのかなということもあるので、今日の忌憚のない委員の意見交換に基づいて、更に資料を提出していただいたり、いろんなこともあるので、本日は意見交換に止めたいと、イエス・ノーの決定は次回にしたい、というつもりで 5 時半まで時間をたっぷり取っていただいたということでございますので、よろしくどうぞ。

はい、どうぞ。

長谷川委員：1 つ分からないのは、駒込ダムができないと、この 14,000 世帯が浸水するというお話は分かったんですけど、駒込ダムができると、浸水はどう変わるんですか。

河川砂防課：この着色した部分が無くなります。100 分の 1 規模の水系としての安全度を持つようになります。

長谷川委員：分かりました。つまり、この黄色や緑の世帯が全く無くなるためには、今の駒込ダムの規模、水量を調節する規模というのは、これを維持しなければならないということですか。

河川砂防課：そうです。今日、現地の方でも説明しました、あの規模のダムが必要になると、そういうことです。

長谷川委員：分かりました。

小林委員長：本日は、フリートキング、ディスカッションです。

その計算の算定根拠に 1 つ重要な、分水嶺の流水域の話の絵は、どこでしたか？

岡田委員：6 ページです。

小林委員長：6 ページですね。6 ページで、甲田橋の基準点で、288 k m²。それを下湯と駒込

に振り分けているわけですね。駒込の方が 55.9 k m²。

まず、流量をどう抑えるかという議論が 1 つあるんですよ。これは、まったく専門的な、土木工学的というか、ダム工学的な話が 1 つありますけども、それはちょっと置いておいて、論点を整理して、まず環境問題でいきましょう。

環境問題は、ただ今の御報告を聞いていると、これだけのダムを造るときには、国で常設しているダム基本設計会議の環境部会という所に諮って、色々議論いただくというんですけど、その環境部会においては、8 ページ、9 ページ、10 ページに整理されていますように、特段中止をしなければならないような、大きな議論は無いように窺われるんですけど。

この辺、日景委員どうですかね？

日景委員：資料 8 の 12 ページで、4 つのケースを比較しているところがあります。結果的にはケース 4 のダム案を採用するということがあったんですが、一番最後の総合評価のところなんですけど、「必要な措置を講ずるものとする。」というところがあります。

つまり、ダム案というのは環境面でちょっと他に対して劣っている、というようなことなんです。

それで、「自然環境への影響をできる限り回避し低減するため、必要な措置を講ずるものとする。」というのは、具体的にはどんなことを今お考えになっていらっしゃるのか、お聞かせいただければありがたいです。

小林委員長：いかがですか？

河川砂防課：例えば、先ほど説明した 8 ページの環境調査の概要の方をちょっと見ていただきたいんですが、この中に配慮事項ということで書いている項目があります。

例えば、水環境のところの項目ですが、調査結果で、ダムサイト地点でいろいろ工事中とか、ダムが供用した場合にどういう影響があるかということで予測した結果、まず、1 つが濁りの影響があるだろうということで、これについては濁水処理プラントや沈砂池等で対策を講じるということと、あと、10 か年平均で、温水放流、温かい水が出る可能性がある、そういう温水放流に対応するための手段として、上下に取水口を設けまして、例えば、貯水池で水温が表面部温まできたら、下の方の取水口と併せて放流して、温水放流が生じないようにしますとか、あと、鳥類については、先ほど言いましたように、伐採の時期について、できるだけ影響がないような時期にやります、というふうなことが一応具体的な配慮事項というか、必要な措置ということで考えています。

日景委員：ありがとうございます。それによってかなり改善はされるのかな、という推測ですよ。

実は、現地調査に行ったらダムの所で、環境について「こんなことを配慮しています」といくつか事例をお話して下さって、大変参考になったんですが、長谷川委員と歩きながら、かなり具体的な話で恐縮なんですけど、始めの地点じゃなくて、もう少し歩いて行った場所がありますよね。そこに行く過程で、右の方の側溝みたいな所に、配水管というんでしょうか、何というんでしょうか、そういうのが通してあって、その下にシートみたいな、絨毯のようなシート

みたいなものがあったんですね。

例えばそういうようなものは、何年間か先に自然に分解されるのかどうかとか、それから私達が伺った2地点目のもっと先の方に関しては、もう植生がかなり成っているというお話で、私達が歩いた所は、まだこれからなんだというお話があったんですが、例えばそういう方法を採用入れるときに、やっていないケースであれば、どういう状態で、やったらどうなのかとか、そういうようなデータがあると、もっと説得力があって、私達も分かりやすいなと思ったんですが、できる範囲で結構ですので、お知らせいただくとありがたいです。

小林委員長：まず今の質問の1点目は、工事を説明してくれればいいんですよ。あのシートは何のためのシートかとかね。

河川砂防課：あのシートそのものは、吸出防止材と言いまして、下からの吸出しを防ぐために敷いて、その上に碎石を敷いて、碎石の中に周りからの排水を集めて、下流に流してやるという暗渠が入っています。ですからそれを守るために、吸出防止材を1つ入れて施工している、というのが吸出防止材です。

あと法面ですけど、あれをやったのは現地でもちょっとお話ししましたが、環境サイドとか、国有林サイドからの「とにかくあまり外来種は入れるな」ということから、できる限り現地の植生をそのまま復元できるようなことということで、あのような種をわざわざ拾って、そういう現地の種を採取して吹き付けております。普通の法面工事ですと、いわゆる外来種の種です。それらを吹き付けて法面を保護するんですけども、あそこはそういう面では、かなり配慮しているのかなと思っております。

小林委員長：日景委員、最初の質問は、逆にあのシートが溶けたら困るんです。永久構造物としてパイプと一緒にそのままずっと機能してもらわなきゃいけない。だから、そういう人工構造物をあの中に埋めて、そして速やかに排水するための道具です。だから溶けません。

それから2点目は、これは緑化工の学会、私専門家ですけど、最近土着のネイティブプラントということで、原生というか、自然に近い所に行けば行くほど、その周辺にある植物を再生させるとというのが大前提に、学会の方針になってきてますから、全部、業者にそれを指導しています。

さっき見た遊水地とか、あんなふうに、人工の所で造るときは、外来草というのは牧草を言うんですけど、牧草を入れて好きなように人間がやればいいんですけど、山の中では外来草を持ち込むなということで、さっきから説明されていますように、工事するときには大変な手間暇なんですけど、種とか埋設のいろんな入っているやつを、そのままストックしておいて、土木工事が終わった後に、それを一定の法をつけながら、もう1回戻すんですよ。

それは、とっても良いことなんですけど、これの最大の欠点は、遅いんですね。外来の牧草というのは、何で使うかという、蒔いて1年後には全部青々と出てくるんです。だけど、これは外来種ですから、在来のやつとコンペティション起こしてまずいということで、今指導しているのは、施工中あるいは施工1年目、2年目に集中豪雨が来たとき、あの斜面は全部流れますから、そこだけは牧草でカバーしてくださいと。そして、それが周辺のネイティブの在来

草の邪魔にならない程度に、3年から5年ぐらい経ったら、全部置き換えるようなものに換えるということになっています。

ただ、この話は、あまり面白くない話なんです。面白くない話というのは、手術室の話ですから、手術中に手術された人間が死なないようにするために、ああだのこうだのやるという、それだけの話ですから。環境問題というのは、そういう話じゃないんですよ、具体的には。土木工事をすれば、必ず裸地は出る。それから不幸にして集中豪雨があれば、工事している現場がとても危ないことになるということはあるんですけど、そういうのは、手術場で言えば、いかにして心臓を止めないようにするかという方策ですから、いくらでも技術指導があるし、当然担当課はいくらでも知っているわけですよ。

問題はそういうことよりも、私がしつこく現地で聞いたと思うんですけど、常時満水位、この地図でブルーの線がありますが、ここは全部水没するわけです。永遠に水没するわけですよ。だけでも、サーチャージと言って、異常な確率で水が上がってくる所までの間は、さっき見たような、林層、植物の層を持続するわけですから、上がったたり下がったりする間において、ダムが完成した後に、環境に対する負荷を、どう次の世代の人達に、100年に一遍の確率というのは本当に100年に一遍かもしれないし、来年来て、またそれから99年後にくるかもしれない、100年に一遍というのは、常にそういう話なんですけど、分からないんですよ、これは、集中豪雨というのは。そのときに、このサーチャージと常満の水位の上げ下げでもって、これを見て分かるとおり、白い線とブルーの線の間林層を、どう評価するかというところは、かなり難しい話ですよ。

一方では、林学の中で、とにかく森林生態系を非常に強くおっしゃっている方々は、ここの林層を非常に吸水力というか、かん養力というか、保水力のあるような、そういう林層に置き換えてやった方が、むしろ洪水調節には非常に有効だという、そういうことをきちっとやっているグループもいるんですね。非常に難しい話ですね。岡田委員が林学だから、一番専門ですけど。

岡田委員：ちょっと違う話で、あまり時間がないので、大事な会議ですから。環境からちょっと外れてもいいですか？

小林委員長：どうぞ、フリーですから。

岡田委員：あそこの地形を具体的に見ると、相当にまだ崩れてきますよね。100分の1の確率、要するに100年に一遍だとすると、土砂量がどのくらい出るかという計算もやっぱり大事ですよ。

それと、100分の1のところ、これ観測地点1つしかありませんよね、田代平。これ具体的に100分の1の確率というのは、この田代平の降雨量、一体、時間雨量でどれぐらいなのかというのと、これだけの流域面積を色塗りしていますが、あそこを見て感じますのは、この3ページのこれを見てもそうなんですけど、柴森山、あれからこっち側はひよっとするとこっちに出てくるだろうな、という感じがしますけれども、この塗り方自体はね、これはちょっといかなものかなと、率直にね。

そうした上で、この駒込が、サーチャージと常満との差ですよ、340 トン、これをそこで貯留することで、13 ページのこの図面の、この塗り方は、いかにもちょっとあれですよ。

正に今、委員長がおっしゃったように、こんなの訳分かんないというか、不確定要素ばかりの話じゃないかと、こういうことになりますよね。要するに何センチ水位が上がったら、こういうふうになるという、これだけの話を、塗っているだけのことでね。

これはね、サイエンスとしても詰めきれないと私は思いますね、多分。おそらくそうだと思います。どれだけ私が要求しても満足する数字は出ませんし、それに対して、事実そうなるかということについては、「私はそう思う。」「違う人は思わない。」という話で、決着は多分つかないんだと思います。

小林委員長：難しいね。

岡田委員：私は、今日一番申し上げたいのは、そういうことよりは、要するにこの先、平成 30 年まで、当初が 450 億円ですよ、ですから残り 2 百数十億のお金を掛けていくわけですよ。これが公共事業として、私共は再評価ということを行っているわけですよ。今までのこのやり方をできるだけ打破したい、というふうに思っただけですけども、それでも打破できないでいるのは、やはり各課ごとの、要するに縦割り行政の、その壁を破ることができずにずっときているわけですよ。

だけど、事はやはり県民のお金が半分入ると、トータルでこの先依然として 2 百億を超えるお金を公共事業として使うんだと。縦割りとは言え、例えば河川砂防課なら河川砂防課の中で、単なる B / C 論、要するに経済の話を超えて、「総合的な視点を持ってくれ」と。それは随分と我々努力をしていると思います。

しかし、もう 1 つですよ、ここはやっぱり考えどころで、私共が、それぞれの委員が、あらゆる公共を再評価する、1 つの委員会で行っていることの意味は、やっぱりその縦割りを越えるということなんですよ。

そうすると改めて「公共とは」ということで考えて、例えば、色塗りの関係ですけどね、この人方に全部、アンケート調査を配っていただいて、「220 億、10 年間掛け続けます」と、そのように使うのがいいのか、青森県として経済の仕組みに置き換えてもいいですよ。しかし、これは、この人々の安心と安全のためですよ、だけど 220 億とか 30 億のお金を、例えば循環型あるいは再投資、更にそこでの経済の仕組みを拡大する、そういうところにお金を掛けるのがいいのかという、私はそういう問題として、今とらえるべきだなと思っているんですよ。この問題については、

ですから、洪水調節は、これは多分、私のいくつかやっている授業の中での話としては、観測地点 1 つですし、説得力はあまりありませんので、この問題では本質はないな、という見方をしたもんですから、やはり公共とは一体何かと、青森県で今公共に、この先 220 億、30 億つぎ込むと、それがダムでいいのかどうかという、ここに関わって私は、要するに河川砂防課を越える話になるんですけどね、ここが非常に大事ではないかというふうに、問題提起をしたい、こう思います。

小林委員長：今、岡田委員からかなりグローバルな話が出されたんで、実はそこがポイントだと思うんですね。

河川砂防課というか担当の方々は、相当、啓蒙活動とか今日までやってきました、という話をしていきますけど、実はこの黄色く染まった所の人達は、あそこにこれだけの県費を投入して、ダムを造っているということは、知らない人が大半だと思いますよ。

今、例えばの話ですけど、1つの方法として、あなたの負担金、これこれこういうことでやっていくんだけど、という形のときにですね、一定の算定式で、この黄色い所が、13ページの黄色い絵が出てきていますけど、全くそのとおりなんですよ、私ら科学やっていますから、学会でこういうことをやっているんで、ちょっと鉛筆舐めるだけで、たちまちこの黄色のが倍に増えるし、それから半分に減るんですよ。それは、やっている専門家の先生の鉛筆の舐め方、別に悪いことをしているわけじゃないですよ、きちっとした自分の主観でもってやっているわけですから、学会というのは。それによってこれはいくらでも変わっちゃうんですよ。

そういう変わってしまうような、そういうものについて、これだけの巨額の県費を投入して、本当に孫子の代に立って、申し訳ない、いいのかどうかという、これ、かなり私は当初からこの仕事は大変しんどいなと思っていたのは、さっき日景委員が言っていた、施工中がどうのこうのというのはいいいんですよ。いいんですよというのは、今は外科手術で人間は生き返るんですから。生き返ります。また鳥も戻るし、元の自然に戻るんですよ。

むしろ、そういうことよりも、100分の1、要するに我々が皆死んだ後の、残された孫子の代に渡って、こういうものを造って渡すということの使い方によろしいのですかというのを、税金を払っている人達が、どう評価するかということがポイントかなと。それはどうやったらいいんだろう。

長谷川委員：少し視点が異なるかもしれませんが、こういう安心・安全という、そういう地域社会を提供するための事業としては、こういう都市型のケースもあれば、私共の取り扱った事業の中に、崖崩れだとか、そういうふうなどちらかという被害額が想定される金額としては小さい、周辺地域のそういう問題については、この会議でもある一定のB/Cの下であれば、それはやはりそういう財産や生命に関わる、そういう課題なので、それは実施いただきましょう、ということで進めてきたわけですね。

それは当然ですけれども、地域の方々の人数が少なかったり、それからそれにより被災する想定額が小さいから、事業額も当然小さいわけですね。今回は都市ですよ。県都という都市が大きく被害を想定するものについては、いろんな計算によって多少の違いはあるかもしれませんが、都市が大きく被害を受けるといときには当然ですけれども、その被害額は大きくなるのは当たり前だというふうに考えればですね、そういう都市の方で受ける被害と、それから周辺地域と、同じようにB/Cで判断しながら事業推進をしています、ということについて、やはり一定の理解は得られるというふうに考えてもいいんじゃないかと思うんですよ。

小林委員長：どうぞ各委員、今、ディスカッションしていますので。

小野崎委員いかがですか。

小野崎委員：まだ考えが煮詰まっていないんですけど、1つには岡田委員が言われたように、総合的に評価するという視点は、非常に大事かなというふうに思っています。

例えば、資料を見ますと、私の質問に対する回答ということで、12 ページで細かな資料を頂いているんですけども、やはり先ほど岡田委員が言われたように、縦割り行政的な色合いが非常に強くて、ダムありきという回答になっているわけですね。

ちょっとこの資料に対して不満を言わせていただければ、赤字の評価がですね、外の3ケースに多く出るような書き方がしてあって、例えば治水効果の発現が、ケース1、2、3では遅いという書き方をしていますが、これはダムをやってきたからであって、非常に外の3ケースにとっては、アンフェアな評価だなと思うんですね。

そういう細かいことを言い出したらきりがありませんけども、とにかく今までの行政の仕組みから言えば、当然もうスタートしているダムをやめるとするのは、非常にダメージが大きいわけで、縦割り行政というのを考えれば、やはり正しい判断が、大きく見ると正しい判断ができなくなってしまう可能性があるということは、気をつけなければいけないと思います。

それからもう1つはですね、これは100年に1度という確率の話ですが、先ほど長谷川委員が言われた被害額が大きいというのも、確かだと思うんですね。これを、この委員会でどう結論付けるかということなんですが、非常に役割が、責任が大きくて、責任感で押しつぶされそうな、大変重たい問題なんですけど、1つは考え方としては、例えば住民投票的なものを探り入れるなんていうのも1つの考えかなというふうには思うんですけども、それには、それ相応の費用と時間が掛かるのかもしれませんが、我々のここだけの判断を越えている部分があるのかなというのは、今ちょっと感じているんですね。

小林委員長：川村委員、いかがですか。

川村委員：ダムを建設した後に、貯水目的で造られるということがあったんですが、それが工業用水、農業用水あるいは生活の部分で使われると思うんですが、その需要の方というのは、どういうふうになるのかな、というのを知りたいなと思います。

小林委員長：駒込ダムですか？

川村委員：はい。

小林委員長：それはさっき現場でも説明ありましたように、洪水調節、既得用水の安定化及び河川環境の保全、発電、とあるんですけど と はちょっと色々あるんだけど、ほとんど ということでやっている。

川村委員：水のその需要の方はどういうふうになるのかなと。

小林委員長：用水という意味ですか。これはほとんど主目的じゃないよね。とにかく洪水調節を第一義に持ってきているんです。もう1つは、東北電力との関係で、これちょっとまだ時間が掛かるんですけど、発電のことを、余った水を、さっき説明されたとおり、放流してやりたいと思っているんですけど、東北電力ではいりませんと、もし言われたら、それはそれで終わりよと、それはまだ結論出ていません。来年辺り出るでしょうと、そういう話です。

武山委員、いかがですか。

武山委員：そうですね、100年に1度というときのことを考えるとすれば、もう少し時間を掛けてもいいのかなというところとですね、後は今日見た所で、最終的には1号道路を使って観光とかということも、ダムが目に触れるようなことにはなるのかもしれないですけども、現状だとほとんど知られていない。

それに対して、今日見た遊水地がどれだけ活用されているかということもあるんですけど、遊水地とかであれば、もうちょっと同じ投資をしたにしても、活用が図れるんじゃないかという部分もあるのとですね、例えばここで460億と573億ということで、ダムなんていうことになっていますけど、当初であれば遊水地案、それも計画的に進めていけばですね、もうちょっと効率的に遊水地を造ることもできたのかなという、まだそんな感想ですね、今の段階は、ちょっとまだ判断は難しいかな、と思っていますけれども。そんな感想を持っています。

小林委員長：きれいに比較案を、ケースの1、2、3、4と4つ出してもらっているけれども、これ以外のケース、例えば、これは首都圏に私いるから思うんだけど、しゅんせつをしつつ、洪水というか、土砂が入ってきますね。それでさっき言った、すごい歴史に残る大変な被害というのは、昭和の時代ですね。平成11年にあれだけ水が、ちゃぼちゃぼして、車がタイヤ半分ぐらいの写真がありましたね。そういうふうに時代とともにですね、周りの河川改修してきた、周辺の民家というか、生活構造、住宅構造も変わってきている。

そういう中で、例えばですね、川のどんどん下降の方に行くそうですね、土砂がいっぱいたまって、それで吐く水の、吐水量が、水はけ量が少なくなっているわけだけど、それを何年か一遍にしゅんせつをしながらですね、実際の有効水深を取るということでもって、地域住民に万が一の時には、「こういうことで水は吐けるんですよ」という、そういう説明の仕方とかというの、もうちょっとですね、このケース1、2、3というのは、全部物凄い巨大な金がかかる、このとおりですよ、735億とか915億とか。こんな金じゃなくて、例えば今やっているのは、461億だけどせめてその半分の、私が知事だったらですよ、私の懐に200億しかないんだよと、200億でこの地域住民の生命財産を守ることを考えてくれ、と言われたらどうします。もうちょっと違う知恵の出し方があるんじゃないかという気がするんです。

それはなぜかということ、日本全国の都市周辺の生命財産の守り方というのが、今変わってきているんですよ。それから地域住民のニーズの仕方も変わってきている。

正に私さっきから、「これ青森県で何例目ですか？」と聞いた遊水地の話なんていうのは、あんなもの今から20年前には絶対あり得なかったわけですからね。それを運動公園を造ってですね、そしてあそこでいったんタイムラグを取って、その時は皆引き上げて、避難して、水が引いたらまた戻ってというふうに、ある意味自然順応型で、何にもない時は楽しく遊んで、何かあったら皆逃げてというような、そういうやり方と同じような形で、具体的に私がこれずっと見ながら、前もって資料もらってからずっと考えていたのは、しゅんせつということについて、どう思っているのかなと、土砂に対する。

そういうのは、現在の役所のやり方にはないんですよ。そういう一時作業というのは、永久構造物を造ることが目的ですから、予算の使い方。だから、その辺の発想の転換ですね。確

かに何人かの委員がおっしゃっているように、これはかなりでかいし、工事も長くなっていくし、B / Cの問題もありますが、一番私が心配なのは、後世の人に、後々の人に、この黄色い色塗りは誰が塗ったんだと、こんなのはすぐこの半分に変わるぞ、と言われるんですよ、学会では。そこが嫌なんですな。

本当にこれ一生懸命頑張って計算されたと思うんですけど、このとおりだと思います、今の仮説の数値をぶち込めば。数値をちょっと変えて御覧なさいよ。たちまちこれ変わるんですから。そういう類のものなんです、これは。それでもって、4百何十億という金を借金しながらですね、ずっとやるのを三村県政が望んでいるのか、というところなんです。これは企画政策部に言いたい。本当ですよ、この黄色い区域は、やっている本人が一番分かっていますよ。ちょこっと鉛筆舐めってパソコンに入れる数値をちょっと一桁変えただけで、この色が全部変わるんですから。そのくらいこれは難しいんです、話が。

それからダムサイトを見て、地肌が出ていますね。あれが全く植物で覆われていた場合と、どんどん地すべりがあって、植物が落ちていった時とでは、土石量がですね、ダムの中に堆積する砂があるでしょう。あれが全然変わるんですよ。だからそれは言ってみれば、こういう行政の会議じゃないんですよ。学会の論争なんです。だから長谷川委員がB / Cのことをおっしゃいましたけど、B / Cも動きます、すごく動く、不安定、数値が。

そういう不安定な数値を論拠に、私達が言い合ってやって、後世の人達になんて申し訳するだろうかなという辺りがあるんで、地域住民ももうちょっとこのこと関心してもらいたいなと。関心を持ってもらうためには、マスコミも悪いんだけど、全然報道しないから。それから役所も悪い。悪いというか、役所も「やっています、やっています」と言うけど、「やっている」って言ったって「知らない」と言うんだから。「知らないのはお前さんたちが悪いんだろう」という類の話ではないですよ。それで本当に私ずっとこの問題が浮上してきてから、本当に頭痛い。どうしようと思っている。

長谷川委員：いろんな数値が、確率的な情報になっているということは理解できます。その意味では、例えば100分の1確率で、この14,000世帯になっている黄色い領域がですね、その領域に対してもある範囲があるんであれば、例えば90分の1確率でどうだと、100分の1だところなりますよ、そういうふうなものをある程度出していただくと、今の現状の中では、Aの考え方、Bの考え方、それにしたってこういうふうな被災を受けますよ、というような情報提供で判断していきなりをしないと、過去の私どもが今まで判断してきたものもですね、B / Cのその時の、Bというのは、そういうふうな意味で想定してきたわけですから。

ですから、今回だけがそういうふうの特異だというふうに考えるのは、金額的なことがあるかもしれませんが、県民の中としては、皆さん同じ被災なわけですよ。こういうふうな水害を受けられるということに対しての防止策としては、金額が小さくたって、大きくたって、そこで使われる計算については、共通なものを利用しているということで、御理解を頂いていかないと、学会の結論が出ていないから、事業を進められないというふうに考えることは、少し難しいんじゃないかなと、私は思いますけど。

石崎企画政策部次長：市民感覚で一言だけ申し上げれば、例えば横内とかあの辺りは、よく水が上がると、だから住みたくないとか、それからあそこは大変な所だからとか。

小林委員長：歴史的にね。

石崎企画政策部長：それで、青森県では洪水の情報があればですね、携帯に自分の一番近場の川を登録しておく、例えば私であれば、赤川とかですね、あの辺に赤印が付くとメールが来るんですよ、危ないですからと。

そういう意味では、その筆頭にやっぱり横内とかあの辺とかですね、出てくるんですね。だから、そこに暮らされている方は、そういう意味では、コントロールされた川になるということは、待ってはいると思います。

市民の人が知らないというのは、それはどういう流量でどうなって、こうなって、どういう理屈で住めるのかということについては、もちろん詳しくは知らないと思いますが、要するに、事業で少しずつ水害というものから解放される日が来るんだろうなという、そういう思いがきっとあるんだと思うんです。そこだと思います。

小林委員長：それは、住民は当然でしょうね。

石崎企画政策部次長：そうですね。そのために今のいろいろな遊水地も、それからダムも、河川改修も行われているんだということは、特に水が上がった時なんかは、一部上がりますよね、全部でなくても、時々は上がっているんです。その時には、今こういう事業をやっていますからと、インフォメーションはしていると、それぞれがですね。そんなとこだと思います。

でもそれと、先ほど皆さんの方で議論になっている、どう数字を読むか、設定するかということは、また違う話だと思いますが。

小林委員長：どうぞ、岡田委員。

岡田委員：今のようなお話でね、洪水だけをきちっと、生命と財産も含めて安心なレベルにもっていきたいというのであれば、このケース1から4までの中では、私は、選択すべきはやっぱりダムではないと思いますね、多分ね。だから、やっぱりダムありきだったんですよ、おそらく。当時は、そういう情報しかなかったというのも、事実かもしれませんね。

しかし、そうではない現段階においてどうかと、過去にこうだったから、それをやっぱりやらなきゃいけないという、それでいきますとね、やっぱり私はちょっと進歩がなさすぎるというかね。

それと、そもそも公共事業の評価、平成10年以降ずっと延々とやっていますけども、社会経済の、その環境の変化に応じて、しっかり考えてくれよという、そこですからね。

やっぱり人々の意識だとか、サイエンスだとか、社会と経済という関係の中で、経済をどう相対化するかとか、そういったことが皆変わっているじゃないかという、これをやっぱり前提とすべきですよ。そういう中で議論を、やっぱりしなければ、この後の人達に残した責任として、委員長が大変気にしていますけども、そうじゃなくても、今現在の問題としても、やっぱりそれは大変大きいと、私は思いますね。

それで、どうですかね、ありきじゃないそういう思考というのは、この段階で、もう河川砂

防課のここから出てきているからできないんだというふうにね、この委員会の審議のマスターとしてもそれを越えてもらっちゃ困るんだ、というのがあるかどうかですよ。ここはどうなんですかね。

小林委員長：いずれにしても担当課は、河川砂防課ではあるんだけど、先ほど私が言ったように、別なケースということも視野に入ってくるケース1、2、3、ダムを入れて4つだけ、それ以外の。

岡田委員：更に言うと、武山委員もおっしゃるように、遊水地方式というのは、今日的公共の使い方の1つだと思いますね。ただ単にハードを造る、あるいはフィジカルなものを造るのではなくて、知的なところ、ないしは癒しのところ、ないしは機能を求めるところ、こういうところ全体に、公共への考え方のシフトというのは見事にあるわけで、それを都市部で、なおかつ、ああいう空間でという、私は、はるかに優れていると思いますね。

それと、あそこでダムを造って、100分の1でしょう。あれだけ崩れていると、私は貯水量が変わると思いますね、サーチャージと満水時のね。違ってくと思うな。まあ、そこに戻すと話がまたね。

小林委員長：学会レベルになっちゃうから。だから、私達公共事業を審議する委員会としては、選択肢として、ここに書いてある基本条件以外の選択肢も何か有るか無いかということちょっと検討してみませんか、というのが1点ですね。

それからもう1点は、この地域住民の人達が、直接自分の生命財産の問題として、ダムという選択肢が今やっているんだけど、というふうなことで、その意見を聴いてみるということはいかがかという辺りかな、ポイントは、どうぞ。

武山委員：あと気になっている点がですね、岡田委員、2百何十億残りとおっしゃっていましたが、実際380億ぐらい残りあるわけですよ。それで今までずっと4億、5億の投資できて、あと残り10年ということで、これから本当に30億、40億、毎年つぎ込めるのかという、それが更に期限が延びていくのかという辺りが、すごく気になる。

小林委員長：長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：そのことでいけばですね、ダムであろうと、遊水地であろうと、何であろうと、この治水事業はですね、推進できないということを意味します。

岡田委員：方法論なんです。

長谷川委員：ですから、金額的なものとして、これよりも下回るものを、新しく提案できなければ、それでは治水計画としては、今提案されているものを維持できないということを意味するわけでして。

岡田委員：B/Cのとらえ方が違ってくるんですよ。ここでは治水マニュアルで出しています。そうじゃない遊水地のマニュアルということ。

長谷川委員：分かります。ただ、遊水地としての利用計画が加わると、事業規模として考えると、やはり先ほど見せていただいた遊水地の事業規模が、百数十億ですか。

小林委員長：150億と言っていましたね。

長谷川委員：80 トンぐらいのクラスで、そのくらいを想定しなくちゃいけないということを考えれば、今のここで考えられている 340 トンというふうな、大きな数字を確保するためには、大きなものが必要だというふうに理解せざるを得ないように私は思うんですね。

小林委員長：冒頭に申し上げましたように、次回に結論を出したいと思うんで、その間にその担当課の方に何かお願い、こういうことをもうちょっと出してくれませんか、というお願いするようなことを、ちょっと整理しておきたいと思うんですけど。

どうぞ。川村委員。

川村委員：ダム completion 予定が平成 30 年になっているんですが、今から大体 10 年先ということになるんですけど、それまでに、やっぱり 100 年に 1 度の洪水に備えてというか、打つ手というのを考えておかないとならないような気もするんですけど。10 年先にダムが完成する予定になっているんですけど、その前に、いつ災害が来るか分からないという、大雨が。

これを見ていると、想定している内容を見ていると、今どういったことができるのか、防災の部分で。ダムの建設の方から外れますけど、やれる範囲のことというのは、どういうことを考えていらっしゃるかということです。

ちょっとダムの建設の賛成か反対かという部分からは、話は逸れるんですが、そういうことをちょっと知りたかったです。

小林委員長：普通こういう公共事業はですね、完成年次までの間に、間に合わないというか、その時に 100 年に一遍の集中豪雨が来たときは、これはもう全然別枠になります。御不幸なことがあった時は、直ちに緊急出動したりして、人間の生命財産を守るということで、緊急避難的にやるということはあるので、今、明日来たらどうするんだ、明後日来たらどうするんだというのは、普通議論はしないですね。来た時には、最大限生命財産を守るようにやるための法律がありますから、そこで対応するということです、公共事業のやり方としては。

さっき私ちょっと整理したと思うんですけど、岡田委員が盛んにですね、河川砂防課の手を離れて、企画政策部にこれを任せたらどうだと、企画政策部の方で少し審議する方向を考えたらどうだということだと思うですよ、担当とすれば。だけど、一応河川砂防課の方で出しているから、私としては、河川砂防課が主管でやっぱりお願いして、仕事を続けていただいた方がいい、もちろん企画政策部の方とよくジョイントしながらという話ですけど。

それで、さっき小野崎委員も言ったように、12 ページのようにですね、ダムが一番いいというような言い方じゃなくて、もうちょっと他のケースを考えたらどういうことになるのかという、技術論的な考え方を 1 つ模索していただいけませんかという、これ技術論の話ですね。これは主として、河川砂防課の方々がプロですから、そちらの方が主でいいと思うんですけど。これが 1 点目。

それから二つ目はですね、これはどちらかと言えば、政策調整課の方がプロかなと思うんだけど、この黄色く塗られた人達に対して、もうちょっとですね、アプローチ、これだけの金を使って、こうなってこうなってと、さっきから武山委員も言っているように 10 年間これだけ、というふうなことで、もうちょっとどういうやり方があるのか、政策調整課の方がプロだから、

ヒアリングをどうするのか、アンケートかもしれないけど、そういう形で、ちょっと河川砂防課と一緒にあって、このいわゆる沿岸沿いの方々の生命財産を守る方法は、他にというか、今県はダムをやるうとして、実際始まっているんだけど、いよいよ本体に入っていくけど、という辺りで、タイミング的にはいいかなと。これはですね、河川砂防課がやると、何か色眼鏡で見られるということがあって、さっきからの話で縦割りの話になるから、あまりそこを突っ込んで言えないけども、何かそういう最初からあまり色眼鏡で見られないようなやり方のリサーチを再チェックしてもらおうと、私達委員会も少しは肩の荷下りするというか、皆さんがそう言うんだっただらということ、随分参考になると思うんですね。

今言った2点を、9月の時までなるべく早くまとめて、各委員にそのデータを送ってもらえませんかというの、まとめとして思ったんですけど。他にどうぞ。

小野崎委員：他にと言うことではなくて補足させていただきたいんですが、1点目の代替案が、もっといろいろこの4つだけじゃなくて、並べてくれという話ですが、こういう比較表というのは非常にいいんですが、先ほど私ちょっと言いかけたんですが、ダムありきの作り方になっていないかと、資料がですね。

そういうところにちょっと気をつけていただきたいんですが、例えば細かいことを申し上げますと、ケース1、2、3の環境への影響の1番最後が、土をほじくり返して、その騒音とか振動とかですね、何とかの恐れがあると書いてあるんですが、これは一時的なもので、些末な問題なんですね。これをでかでかと赤字で何十字も書かれると、この赤い文字の量で、マイナスイメージがすごく強いんですね。これは議論誘導的だろうというふうに思います。

それからその下の治水効果の発現でも、今までダムでやってきたからこそ、他の案の治水効果の発現が遅いわけで、これは非常にアンフェアな書き方だなということで、赤い文字の字数を増やさんということで何か作られているんじゃないかな、ということを勘ぐりたくなくなってしまような書き方をしているというのが、非常に気になります。そういうところを注意してほしいです。

小林委員長：それは御注意いただきたい。その辺はですね、さっき石崎次長が市民感情でと、市民感情の目で見てくださいよ。そうしないと確かに小野崎委員が言っているように見られちゃう、何か色眼鏡で見られちゃうということもあるんで。

石崎企画政策部次長：青森市民とか青森県の人ですね、この辺は非常にセンシティブですよ。

小林委員長：そうですか。岡田委員の意見を尊重するとなると、とにかく縦割りのように見えないような形で、なるほどなというふうに、第三者が見えるような形の資料を作っていただければありがたいと思います。あと何か？

小野崎委員：もう1つ補足なんですが、先ほど岡田委員も言われたんですけどね、遊水地の案、ケース2なんですけども、おそらくB/Cで見ると、Bが物凄く大きいわけですね、他の案に比べると。

そういうところはやっぱり正当に評価すべきだというふうに思います。これはそういうところが抜けているので、あまりにも遊水地案に対して、不利な比較表になっているのではないかと

という気がしました。

小林委員長：そうね、あのよう在实际皆が遊んでいるというか、あの空間の使い方のベネフィットをどう算定するかというのは、これは大変だな。環境評価と同じくらい難しい話だけど。

それじゃ、そういうことをお願いしつつ、長谷川委員がおっしゃっているようにですね、この13ページの色塗りもですね、100年に一遍ということのみならず、もうちょっと数値を小さくした50年とか、半分ぐらいとかにしたときは、どうなんだとか。単純に半分になっちゃうというふうに、方程式見ているとそうなるんだけど、そういうことじゃなくて、仮説の入る数値がいくつかあるんですよ、入れ込む数値が。それをちょっと出してもらえるとすぐ分かるんですけど。その辺もちょっとお願いしたいと思います。

《資料8 質問事項等に対する回答 14～18ページ》

小林委員長：ちょっとさっき飛ばしましたけど、奥戸ダム、14ページをちょっと見ていただけますか。奥戸の場合は、駒込と本質的に全然違うのは、実は用水、この町の方々の飲み水ということがあるんですよ。そういうこともあって、水道用水、要するに飲み水を安定的にという、いわゆるライフラインの話が根底に入ってきているんで、私としては奥戸ダムは、ダムはダムでもと思っていたんだけど、でも小野崎委員からも質問があるんで、ちょっと14ページのQ&Aを担当の方、ポイントだけ説明してもらえますか。

河川砂防課：それでは、14ページにあります小野崎委員からの御指摘の件ですけど、これも駒込ダムと同様に、環境の面からということと比較してほしいということだったわけなんですけども、奥戸ダムにつきましても、駒込ダムと同様に、いわゆる法アセスの対象ダムではございません。しかし、先ほども駒込ダムの時にありましたけども、ダムの基本設計会議の環境部会というのを、ダム事業ではかける必要がありまして、奥戸ダムも早ければ平成21年度末、平成22年の3月頃に、この環境部会というものにかかるということ想定しております。

次の15ページになりますけれども、これのまとめ方も先ほどの駒込ダムと同様でございますけれども、いわゆる法アセスと同様な項目をやっていると、左側に区分がありますけれども、大気、水環境、それから動物と、それから16、17ページ、動物、植物と、こういう項目をやっておりますけれども、この項目について奥戸ダムの場合は、事業の進捗ということもありまして、平成18年から20年度、今年度にかけて3か年でこの環境調査、それから影響評価、それから保全対策と、そういうものを検討していくことにしております。ですので、ほとんどの部分はまだ評価対策とか項目について、結果が出ておりません。今年度出す予定です。

ただ、この15ページの下段の方にある、ニホンザルの項目がありますけれども、これについては、事業採択時から天然記念物のニホンザルというのが分かっていたわけなんですけども、平成3年度からずっと平成20年度まで、追跡調査とかモニタリング調査とか、それから位置確認調査、こういうものを実施してきております。

これについては、15ページの右側の方に学識経験者との打合せ結果というのがありますけ

れども、実は平成3年から調査して5年までの調査で、平成6年の3月16日に検討委員会がございまして、ニホンザルについては、工事予定区域の利用が少ないこと、それから遊動全域に占める割合が非常に小さいことから、生息環境に及ぼす影響は少ないが、遊動域が変化することが考えられるため、現況の把握と事業の影響・保全に関する検討の継続性の必要性を提言されております。

これに基づいて今年度まで調査してきておりますけれども、調査の概略で言いますと、奥戸ダムの貯水池周辺を利用する猿の群れが、4群れ確認されております。そのうち、直接湛水域に係る群れが、3群れということで確認してございまして、その3群れについても、猿たちの遊動域の占める割合が2%以下というところまで結論が出てございまして、今年度、学識経験者等に諮って意見を頂くわけですが、おそらく影響はほとんどないだろうという結論になるんじゃないかというふうに考えております。他の環境項目については、今現在、評価実施中ということで、具体的なことをここで今日は言うことがちょっとできません。

それから18ページなんですけど、これについても駒込ダムと同様なまとめ方をしておりますけれども、治水対策案の比較ということなんです。

小林委員長：はい、ありがとうございます。18ページにやっぱり同じような形でやっていると、さっきの駒込と全然違うのはですね、何をやっても金額的に同じなんですよ、ほぼね。

それで、もう1回確認しておきたいのは、大間の町民の方々の水道水の確保のためには、河道改修とか遊水地なんていうことよりも、とにかくダムで水を貯めて、それで安定供給をするという選択肢以外はないという判断なんです？用水、飲む水ですから。これほど安定供給はないと。

河川砂防課：そのとおりです。

小林委員長：そういうことですよ。ですから、駒込の場合だったら、同じ横並びだったら1番いいのどれってことになるけど、これだったら、逆にもうケース3しかないと。

この資料を読んでいて気になったのは、もしですね、天然記念物のニホンザルについて、この何とか環境影響調査検討会の結論がですね、「ダムはダメよ」という結論を出したら、それによってどうするんですか。何とかそっちを説得して猿に動いてもらうの？

河川砂防課：哺乳類、猿なもんで、ダムができてから、ダム貯水池が出現したら、どういう行動パターンになるかというのうは、明確に結論付けることは難しいとは思いますが、ただ先ほど申し上げましたように、現状での遊動域がですね、ダム貯水池が2%程度だということで、仮にそこに貯水池が出現しても、ほとんど影響はないんじゃないかと思えます。

小林委員長：いや、影響ある、ないって、猿に聞かないとダメだ。私が言っているのはそうじゃなくて、ダム、ダムってダムにごまかされたら、ダムって言っても話が違うんですよ。

ここはですね、規模も小さいし、それから何よりも大事なものは、大間の方々の飲み水が12か月間365日安定して供給するためには、人間最優先にしたならば、人間が猿のために移動しろということじゃなくて、猿にどいてもらう覚悟はあるんですね、ということをお聴きしていますよ。2%とかそんなことどうでもいいというか、猿にちょっとごめんなさいねと、大間に

住んでいる人間が大切だから、人間にとって物凄く重要なこの計算のような設計で、こういうことをやるんだけど、という覚悟の程は変わらないんですね。それ以外の方法は考えられないんでしょう？

河川砂防課：大間町の水道は、現在不安定な状況ということで、逐次補修とかしながらしのいできているんですけども、大間町地域住民が、安定水源というのを確保するという点については、すごい熱意をもっておりまして、是非とも必要だという意見を頂いております。

小林委員長：だから 18 ページの 1 番最後の所に、「ただし、必要な措置を講ずるものとする。」という「必要な措置」という中には、「ダムはやめます」ということを選択肢はあり得ないということを行っているんですね。

河川砂防課：そうです。

小林委員長：ここポイントですよ。駒込ダムのように 100 年に一遍の洪水の対応をどうするかという話と、毎日飲む飲み水がない人をどうするかという話と、同じレベルじゃないじゃないですか。私ばかりしゃべっても、どうぞ、委員の方々。

小野崎委員：大間町の人達の飲み水確保というのは、聴いていて「なるほどな」というふうに思うんですが、この最初に頂いていた調書とかですね、今回の資料を見ても、まず洪水治水のが先に出てくるんですね。それで今、委員長から飲み水の確保というのが、非常に大事なんだという御説明を聴いて、そっちの方は非常に重要だなというふうに思ったんですけどね。

資料の作り方が、何かやっぱり治水を先に書いてしまって、どこ読んでも大間町の人達の命が懸かっているというのが見えてこないんですよ。ですから、どのくらい水道の供給が不安定なのかというのは、数字で見せてもらわないと分かんないわけですよ。

あと、それから 18 ページの資料についてクレームを付けるとすれば、先ほどと同じように、やはりダムありきの書き方をしているなというのがありまして、土、掘削が発生するために、振動がどうのこうのという、枝葉末節なことが赤字ででかでかと書かれていたり、ダムケースについてはですね、環境への影響の 2 つ目、3 つ目、用地の補償は多い、それからニホンザルの遊動域がなくなっちゃう、これは青字じゃないですよ。赤字で書かなくちゃいけないので、これもやっぱり結論先にありきというのが見え見えになってしまうんですよ。

やはりこういう資料の作り方は気をつけていただきたいということと、それからさっき言いましたように、大間町の人達の飲み水がどれだけ不安定なのか、どれだけ町民生活に実際に影響が出ているかというのを、具体的な数字でやっぱり示す資料が欲しいと思うんです。

小林委員長：そうですね。これはすぐ分かると思います。すぐ準備できると思いますよ。町民の 1 人の飲み水と、それから年間の供水量と、このくらいカーブで変動していて、とっても安定供給になっていないというデータはすぐ作れると思うんで、それは出してくださいよ。

それから、私が最初から申し上げている、何でも同じ書き方じゃ、こういう調書というのはいけませんよと。現場、現場の特徴という、今の小野崎委員の言うとおりですよ。この調書がもしマスコミに流れたときに、飲み水が無くて命が懸かっているなんて、この調書では読めませんよ。私は知っているからそういうことを一生懸命フォローしているんであって、担当の

方々は、駒込の場合はこういう所に力点を置きたい、奥戸の場合はこういう所に力点を置きたいと、メリハリを付けてもらわないと、今のような指摘が出てくるんで。奥戸については、さっきの駒込に比べると、解決はずっと簡単なんで、町民一人一人の飲み水量をばーと出して、これだけ変動あるんだと、こうだこうだとぱっぱと出るんですから、これはすぐ御準備して、次回お願いします。他に奥戸について何かございますか？

それじゃ、一応委員会としては、奥戸については、そういう形で、本当にライフライン、命の源が無いんだからという話のデータをもらうことによって、次回判断するというところでよろしゅうございますか？

それでは、ちょっと駒込の方がどう転ぶのか、今日現在、私自身もあれですけど、いろいろ問題含んでいますけど、ぜひ先ほど整理した2点、政策調整課、河川砂防課、両方よろしくお願ひして、そういう資料をなるべく早くですね、各委員に決断をしてもらわなくちゃならないんですから、よろしくということをお願いしたいと思います。他に何かございますか？

それじゃ、事務局にお返しします。ちょっと日程調整の話とかしてもらえますか。本日の私の進行は、以上で終わりたいと思います。どうぞ、事務局。

(3) その他

事務局：それでは、事務局から次回の日程について申し上げます。これまで9月7日、日曜日ということで、皆様のスケジュール等を確認していたんですが、ちょっと今回御都合の悪い委員の方が多いということで、再度また照会して、前の日の9月6日の土曜日が、その次の週かということで日程を決めたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

3 開 会

司会：それでは、これをもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。長時間ありがとうございました。